

判決年月日	平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事件番号	平成 26 年（行ケ）第 10020 号		
○ 「太陽電池のバックシート」という名称の特許につき、審決の引用発明の認定には誤りがあり、相違点に関する判断には誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文） 特許法 29 条 2 項

（関連する権利番号等） 無効 2013-800052 号，特許第 5127123 号，特願 2005-212550 号，特開 2001-196614 号公報，特開平 6-350117 号公報，特開 2000-114565 号公報

1 本件は，発明の名称を「太陽電池のバックシート」とする特許（特許第 5127123 号）の無効審判不成立審決（無効 2013-800052 号事件）に対する審決取消訴訟である。

2 判決は，要旨次のとおり判示して，本件発明は，特開 2001-196614 号公報（刊行物 1）の実施例 2 として記載された発明（甲 1 発明 2）及び周知の事項に基づいて当業者が容易に想到することができたものであるから，これを容易に想到することはできないとした審決の判断は誤りであり，取り消されるべきものとした。

（1） 甲 1 発明 2 の認定

「甲 1 発明 2 は，・・・太陽電池モジュールの裏面保護層であって，・・・耐候性層がフッ素樹脂塗布液（商品名，ルミフロン，旭硝子株式会社製）の塗布膜からなる裏面保護層。」を提供するものである」。

（2） 本件発明と甲 1 発明 2 との相違点

「（相違点 2-1'）

本件発明 1 では，塗膜が硬化性官能基含有含フッ素ポリマー塗料の硬化塗膜であるのに対し，甲 1 発明 2 は，耐候性層（フッ素樹脂塗布液（商品名，ルミフロン，旭硝子株式会社製）の塗布膜）である点

（相違点 2-2'）

本件発明 1 では，水不透過性シートと硬化塗膜とが直接接着している構成であるのに対し，甲 1 発明 2 では，水不透過性シートと耐候性層（フッ素樹脂塗布液の塗布膜）との間に紫外線遮蔽層が存在し，その反対側にプライマー層／防汚層が積層されている点

（相違点 2-3'）

本件発明 1 では，硬化性官能基含有含フッ素ポリマー塗料の硬化塗膜中に白色顔料又は黒色顔料が分散しているのに対し，甲 1 発明 2 では，フッ素樹脂塗布液の塗布膜に白色顔料又は黒色顔料が分散しているか不明である点」

（3） 相違点に係る構成の容易想到性について

ア 相違点 2-1' について

「ルミフロンについてのユーザー用技術説明資料・・・などからすると、ルミフロンは OH 基・・・を有しており、・・・ルミフロンは硬化性官能基含有含フッ素ポリマーであると認められる。」

「・・・文献にも、ルミフロンを硬化（メラミン硬化）させると、硬化剤なしの場合と比べて、・・・促進耐候性試験における力学的性質（破断強度、伸び）が向上することが記載されていること、・・・ルミフロンに関する説明・・・にも、ルミフロンに硬化剤を用いると、用いなかった場合と比べて 60 度光沢、鉛筆硬度、耐溶剤性が向上することが記載されていることなどによれば、ルミフロンを硬化させて使用すると各性質の向上が期待できることは、当業者にとって周知の事項である・・・技術説明資料・・・についてもルミフロンを硬化させた例しか記載されていないことを含めて考慮すれば、当業者は、・・・相違点 2-1' に係る構成を容易に想到することができると認められる。」

イ 相違点 2-2' について

「刊行物 1 の記載によれば、防汚層、紫外線遮蔽層、又は耐候性層の 1 層あるいはそれ以上を任意に設けることができる旨の記載がされている・・・。したがって、・・・当業者であれば、甲 1 発明 2 において、紫外線遮蔽層、防汚層を省略し・・・水不透過性シートに耐候性層を直接接着している構成を容易に想到することができると認められる。」

ウ 相違点 2-3' について

「刊行物 1 には、表面保護層について・・・透明性が要求されることが記載されている一方で、裏面保護層については、太陽光の透光性が必要である旨の記載はされておらず、むしろ裏面充填剤については、・・・透明性を有することを要するものではない・・・と記載され・・・、太陽電池素子の裏側にある層については、必ずしも太陽光の透過性（透明性）は要求されないことは技術常識であること・・・などからすると、当業者であれば、刊行物 1 の耐候性層を、太陽電池素子の裏側に配置する場合には・・・着色剤の添加量について「太陽光の透過に影響しない範囲内で」という制約は受けないと理解する・・・。

そして、・・・太陽電池のバックシートに意匠性を付与したり、透過した太陽光を光反射あるいは光拡散させて再利用したりするために、白色や黒色等の顔料を添加することは、本件特許の出願当時、当業者にとって周知の事項であると認められる。

したがって、甲 1 発明 2 において、意匠性や光反射性、光拡散性を付与する等の観点から、「耐候性膜」に任意に添加できるとされる着色剤として白色顔料又は黒色顔料を選択することは、当業者であれば容易になし得ることである。」

(4) 審決について

「審決は、甲 1 発明 2 の認定に当たり、・・・耐候性層、防汚層のものは認定しなかった・・・ところ、・・・内容として誤りがあるわけではない。

しかし、・・・甲 1 発明 2 を認定する際には、紫外線遮蔽層のみならず、検討対象となり得る耐候性層の形成材料等についても認定すべきである・・・る。」